



小林やすお

「選挙運動の公費負担の一部改正」

9/13 から定例議会が開会します。今定例会で条例改正予定の議案の中に、来年4月に行われる区議会議員選挙から適用される条例改正（案）がありました。

この条例は千代田区では平成6年から施行されたもので、選挙の公平と選挙運動における候補者間の機会均等を図るため、区議会議員と区長の選挙における選挙運動の公費負担をする条例です。

公職選挙法の一部を改正する政令に伴い、千代田区でも規定を整備する必要があり条例改正するもので、国政選挙に於いても下記項目の単価は同じです。（公費負担は供託物没収点（票数）以上の得票が得られないと受けることができません）

自動車の使用の公費負担

区分	改正単価	現行単価	日数
自動車の借入	16,100円	15,800円	7日
自動車の燃料の供給	7,700円	7,560円	7日
自動車の運転手の雇用	変更なし	12,500円	7日

ビラの作成の公費負担

区分	改正単価	現行単価	枚数
1枚当たり作成単価	7円73銭	7円51銭	4,000枚

ポスターの作成の公費負担

区分	改正単価	現行単価	掲示板数 他
1枚当たりの作成単価	541円31銭	525円6銭	109箇所（枚）
企画費	316,250円	310,500円	1件



麴町 平河天満宮 掲示板

 病氣見舞い	 お祭りへの寄附や差入	 地域の運動会やスポーツ大会への献物の差入	 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典	 葬式の花輪、供花	 落成式、開店祝の花輪	 町内会の集金や旅行などの調整への寸志や献物の差入
 入学祝・卒業祝	 お中元やお歳暮	贈らない! 求めない! 受け取らない!	